

関市国民健康保険の

現状についてお知らせします。

国民健康保険は、職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人や生活保護を受けている人などを除くすべての人が加入するもので、市では市民の約3割の方が国保に加入しています。

市国民健康保険はこれまで、保険税の収納率向上対策や医療費適正化の推進など、国民健康保険財政の健全化に向け努力してまいりました。しかし、医療費は毎年増加する一方、社会の経済情勢を背景に保険税収入の確保は厳しく、平成23年度からは一般会計からの繰入金に頼ることとなり、財政の健全化は本市にとっては大きな財政課題となっております。

◆照会先
 国保年金課 ☎23 6729
 23 7701

関市国民健康 保険税の概要

その1

国民健康保険税は、国民健康保険事業に要する費用にあてるための目的税です。

国民健康保険税は、次の3つの区分で構成されています。

ア 医療保険分【基礎課税額】

医療分の支払いに係る課税額。
 加入者全員に課税します。

イ 後期高齢者支援金分

その3

賦課方式（ ）内は地方税法上、総額を100%とした場合の標準構成割合

▽応能割(50%)・・・所得や資産に着目して課税するものです。

ア 所得割(40%) 前年中の所得から33万円差し引いた額に税率を適用します。

イ 資産割(10%) 当該年度の土地・家屋に係る固定資産税額に税率を適用します。

▽応益割(50%)・・・加入者全員に対して同じように課税するものです。

ア 均等割(35%) 加入者1人あたりにつき一定の金額を課税するものです。

イ 平等割(15%) 世帯単位で一定の金額を課税するものです。

▽課税限度額・・・定められた限度額以上の課税はされません。
 基礎課税額【医療分】

最高額 51万円
 後期高齢者支援金等課税額【後期分】

最高額 14万円
 介護納付金課税額【介護分】

最高額 12万円

その4

軽減・減免

◆世帯主を含めた国保加入者全員の合計所得が一定の条件以下である低所得世帯に対しては、その所得金額に応じて応益割を7割・5割・2割軽減します。

《軽減判定基準は、次のとおりです》
 ◇7割軽減・・・軽減判定所得（総収入から必要経費を除いたものを所得とする）が33万円以下の場合

◇5割軽減・・・軽減判定所得が（33万円+24.5万円×世帯主以外の被保険者数）以下の場合

◇2割軽減・・・軽減判定所得が（33万円+35万円×世帯に属する被保険者数）以下の場合

※軽減判定所得とは、総収入から必要経費（給与所得控除、公的年金等控除など）を控除したものです。

なお、擬制世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主）の所得も含めます。

◆災害などにより生活が著しく困難となった場合には、市の規定により国保税が減免される場合があります。

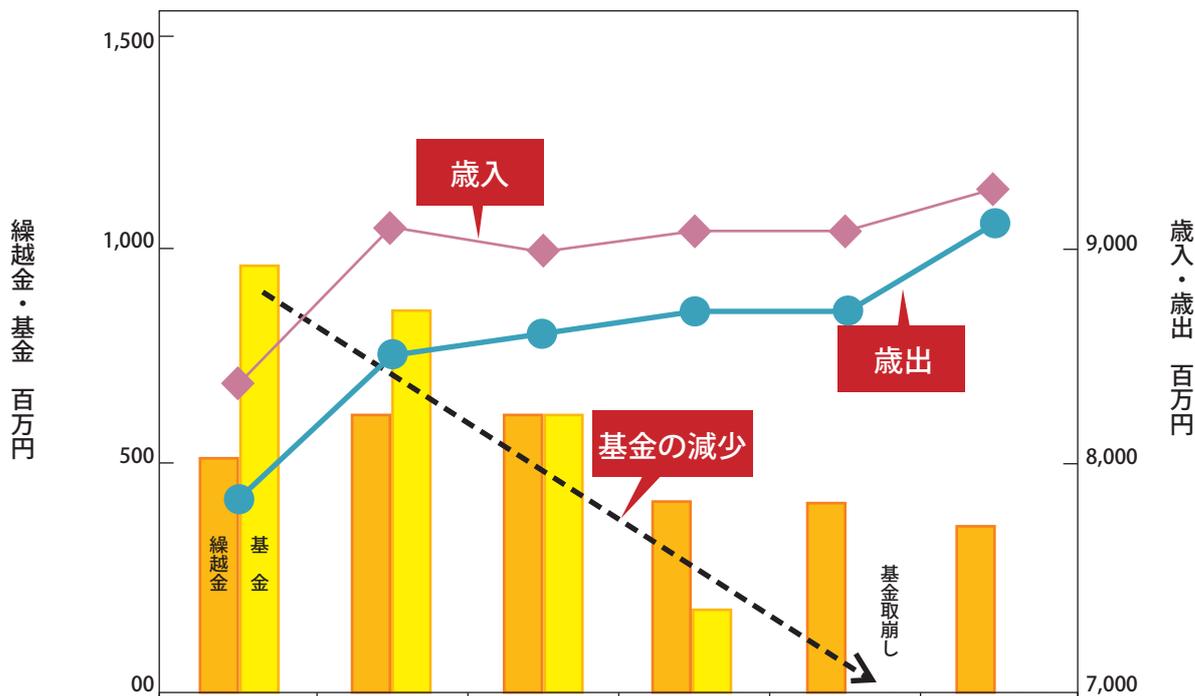
関市国民健康保険財政の推移

◆平成20年度まで毎年6億円相当あった繰越金が、平成21年度を境に4億円前後に減少しています。

また、平成22年度には基金全額2億円ほどを取り崩して歳出に充てています。その結果、平成23年度には歳入不足分すべてが、一般会計からの繰り入れとなりました。平成22年度まで一律8500万円の法定外繰入（制度上特に定めていない繰入金）をしていましたが、平成23年度から2億2000万円ほどの繰入金となっています。医療費が今後も上昇するならば、法定外繰入金は、毎年度増額していくこととなります。

◆実質単年度収支は赤字が継続しており、一般会計からの法定外繰入金や繰越金で国保特別会計を維持しています。このように、財政上大変厳しい状況になっています。

◆法定外繰入金は制度上定められていない繰入であって、全市民のうち約3割の国保加入者のために、一般の税金を投入することになります。これは被保険者が高齢者や無職者を多く抱える国保特有の構造的な問題もあり、やむを得ない面もありますが、国保以外の健康保険に加入している方が、国保の費用も部分的に負担することとなります。



| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 翌年度繰越金 | 552 | 663 | 654 | 477 | 448 | 380 | 百万円 |
| 年度末基金保有額 | 1,093 | 912 | 667 | 202 | 0 | 0 | 百万円 |
| 歳入 | 8,651 | 9,287 | 9,162 | 9,248 | 9,203 | 9,403 | 百万円 |
| 歳出 | 7,987 | 8,633 | 8,688 | 8,800 | 8,823 | 9,287 | 百万円 |
| 単年度収支 | | △ 28 | △ 79 | △ 434 | △ 671 | △ 299 | 百万円 |
| 実質単年度収支 | 総額 | △ 113 | △ 164 | △ 519 | △ 756 | △ 384 | 百万円 |
| | 1人あたり | △ 3,248 | △ 4,745 | △ 19,499 | △ 28,323 | △ 14,522 | 円 |
| 法定外繰入金 | 総額 | 85,000 | 85,000 | 85,000 | 85,000 | 85,000 | 千円 |
| | 1人あたり 関市 | 2,444 | 2,461 | 3,191 | 3,186 | 3,214 | 円 |

注) 単年度収支 = 歳入 - 歳出 - 前年度繰越金 - 基金繰入金
 実質単年度収支 = 単年度収支 - 法定外一般会計繰入金

国保財政の概要(平成23年度決算見込)

◆歳入

国保財政の歳入は、保険税と交付金・負担金が主な収入で、他に一般会計からの繰入金となっております。交付金・負担金は全体の63・4%を占めています。保険税は24・6%となります。

① 保険税は、加入者数や加入者の所得・資産状況などによって増減します。医療費などの歳出が増加すればそれに応じて保険税を増額する必要があります。しかし、現在の経済状況では、保険税が個人所得の増加などによって自然に増加することは考えにくいため、税率の引き上げによって増収を図ることになります。

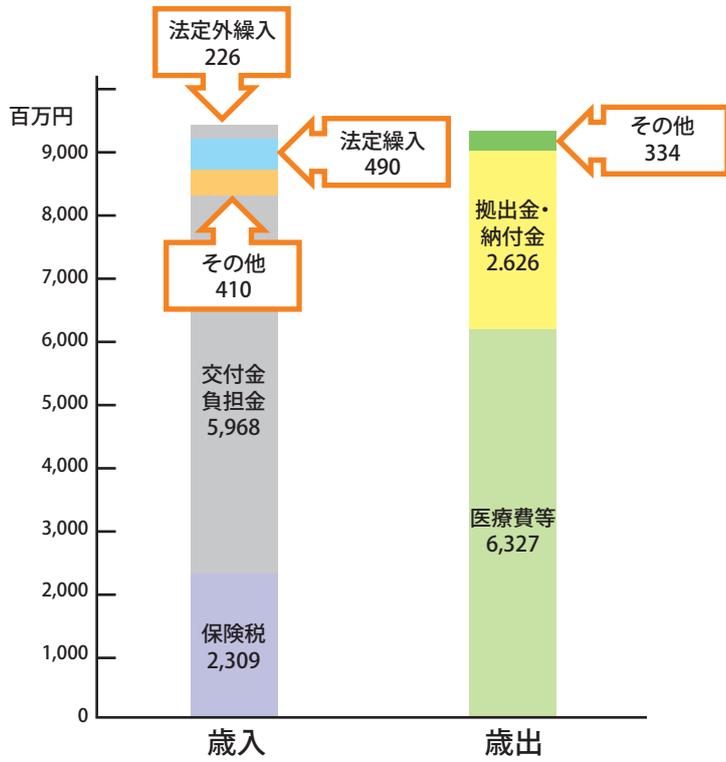
② 交付金・負担金は、医療費や拠出金などの増加に連動して増額になります。

◆歳出

医療費等と拠出金・納付金で全体の96%以上を占めています。

① 拠出金・納付金は、社会保険支払基金や国保連合会などへ定められた金額を支払うもので、変更の余地がありません。高齢者の医療・介護に要する費用の増加に伴い、今後増加する傾向にあります。

② 医療費等は加入者の受診回数や受診単価が下がれば支払いが減少する余地があり、そのために特定健診やジェネリック医薬品後発医薬品の利用促進などの取り組みをしています。しかし、加入者の高齢化や医療の高度化により、医療費は年々増加しています。



◆歳入

| 種別 | 金額(百万円) | 比率(%) |
|--------------|---------|--------|
| 保険税 | 2,309 | 24.6% |
| 交付金・負担金 | 5,968 | 63.4% |
| その他 | 410 | 4.4% |
| 一般会計繰入金(法定) | 490 | 5.2% |
| 一般会計繰入金(法定外) | 226 | 2.4% |
| 合計 | 9,403 | 100.0% |

※繰入金・繰越金の計=1,096百万円

◆歳出

| 種別 | 金額(百万円) | 比率(%) |
|-----------|---------|--------|
| 医療費など | 6,327 | 68.1% |
| 拠出金・納付金など | 2,626 | 28.3% |
| その他 | 334 | 3.6% |
| 合計 | 9,287 | 100.0% |

このような深刻な国民健康保険財政の現状を踏まえ、保険者としての責務と国民皆保険制度を守る観点から関市の国民健康保険を将来にわたり、安定的な医療保険制度として維持するために努めてまいります。